



柏市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表します。

平成28年4月13日

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	高	田	幸男

1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成28年2月25日これを受理した。

2 監査執行上の除斥

本件請求の監査にあたって、柏市議会選出の石井昭一監査委員及び橋口幸生監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の実施

(1) 監査を執行した監査委員

吉井忠夫（平成28年3月31日まで）

下隆明（平成28年4月1日から）

高田幸男

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年3月16日、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第6項の規定により、請求人から証拠の提出及び監査対象部局の関係職員の立会いのもと、陳述を聴取した。

(3) 請求の要旨

（「柏市職員措置請求書」の原文のまま記載）

柏市議会議長、柏市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

初めに、請求人らはいずれも柏市民であり、●●●の会員である。平成27年8月9日に執行された柏市議会議員一般選挙における公費負担について調査した。その結果、候補者へ支払った公費の合計金額は32,377,316円であった。（別表1参照）

選挙公費制度をめぐっては東京都議会 埼玉、神奈川、岐阜の各県議選、豊川市議選、木津川市長選と同市議選など、不正問題は続々と発覚し、平成22年の福岡県福津市議選では、5人が書類送検され、東京都東大和市でも同年に損害賠償請求訴訟が起きており、

各地で改正の動きが出ている政務活動費と同様に，ルーズな公金支出を問題視しなければならない。

(1) ポスター作成費用について，候補者が契約に基づき契約の相手方であるポスター作成業者に支払った金額のうち，「柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例平成5年10月19日条例第26号」（以下，「条例」）に基づき柏市が公費で負担した額につき，少なくとも14,570,640円の損害があると推計する。（別表2参照）

ポスター作成料金にはデザイン料，写真撮影料なども含む企画費，印刷費のことであり，デザイン，撮影にかかる費用は人によって異なるが，著名な写真家やデザイナーにでも依頼しない限り 1，デザイン料5万円 2，企画費5万円，現行の4色カラーオフセット印刷，最高品質の裏面シール貼り付けユポタック110紙A3変形（選挙ポスターと同規格）で，3，印刷費6～8万円，総額18万円が妥当で適正価格となる。

写真撮影料をポスター作成料金に含めず収支報告書に記載している候補者もいる。その場合もっと安く作っているはずである。

安く作ろうと思えば作れるはずだが，「作成限度額」を「上限」と認識し，満額請求や満額近い請求がほとんどになっている。

実費（適正価格）と条例で定められた上限金額の差が，いわゆる水増しの請求部分となり，パンフレットやビラや名刺といった他の印刷物の費用や候補者へのキックバックという「不正」に利用されている可能性が高い。これについては，公費負担を超えた部分について収支報告書への記載がないものや，支払い事実のない（領収書無し）候補者が多数いることも確認できることから，ポスター作成業者と候補者間で上限または上限近くまで金額を水増しした契約を行っていると考えられる。

本来，公費負担で請求できるのは，掲示板に貼る選挙運動用のポスターの作成費用のみであるが，公費負担を受けたポスター作成業者に対して 1，デザイン料 2，企画費（撮影料含む），3，印刷費 4，ポスターの紙質・フィルム加工費用などの実費であることを裏付ける書類の提出を義務付けていない。

このことから，以下について不正請求が存在すると思われる。

①候補者とポスター作成業者との契約締結段階で、ポスター作成契約書には1、品名規格（長さ42センチメートル×幅30センチメートル以内）2、数量、3、契約金額、4、請求及び支払い、契約当事者の住所氏名を記載するのみで、ポスター価格に含まれる要素1、デザイン料2、企画費（「撮影料」含む）、3、印刷費の内容が不明である。双方の故意がなければ、水増し請求は成り立たないであり、選挙管理委員会はこの契約段階で十分なチェックをすることを怠っている。

②作成費用を公費請求する場合、ポスター作成業者が提出する内訳書でも、作成金額（単価・枚数・金額）基準限度額（単価・枚数・金額）、請求金額（単価・枚数・金額）を書くだけであり、上記①同様にポスター価格に含まれる要素1、デザイン料、2、企画費（「撮影料」含む）、3、印刷費の内容が不明である。

③公費請求会社と収支報告書の印刷会社が違うもの、公費負担を超えた部分について収支報告書への記載がないもの、公費として記載しているもの、支払い事実のない（領収書無し）候補者が多数いる。（別表3参照）

④以上のとおり、請求金額の範囲内でポスター作成業者の不当な利益や他の公費負担対象外印刷物を作成することも、キックバックをすることも可能である。

(2) 同「条例」第2条、第4条(1)自動車を使用した場合」公費負担となるのは、レンタル方式とハイヤー・タクシー方式がある。

①同「条例」第4条(2)ア、イ、ウ「一般運送契約以外の契約」レンタル方式は自動車の借り入れとしてそれぞれ各日につき上限は1台15,300円＋運転手12,500円＋燃料代7,350円と規定されており、合計35,150円となる。これを7日間使用すると246,050円となる。

同「条例」第4条(1)ハイヤー・タクシー方式では、1台上限64,500円であり選挙期間中の7日間で451,500円となる。

(2)においては(1)同様に車のレンタル・人件費・燃料代以外に特に公費で負担すべきものがあるとは考えられず、レンタル方式と同額の公費の負担が当然であり適正と考えられる。つまり、差額とな

る 205,450 円は負担すべき根拠のないものであり， 運送事業者の不当な利益に他ならないものである。

9 名の候補者の請求額の総額 4,063,500 円のうち 1,849,050 円は，これが公費で負担すべきものである根拠がない限り， 柏市の損害となるものである。（別表 4 参照）

また， この 9 名の候補者の中には， 車上用看板を作成していない者が数人おり， 公費請求額の中には， この料金が含まれていると考えられる（別表 3 参照）。

(3) その他， ポスター作成費用について， 「公職選挙法第 188 条， 189 条」（以下， 「公選法」）に基づき公費請求会社と収支報告書の印刷会社が違うものはもとより， 燃料費の公費負担を超えた分の支払い事実がないものについては， それぞれいずれも公費の負担を認めないものとすべきである。公選ハガキの印刷を認める事実がないものはハガキの発送をしていないものとされるので確認すべきである。（別表 3 参照）

「公選法」によれば以下の①③④の 14 件については違法と考えられるので公費負担分を認めるべきではない。

①40 山内弘一候補については， ポスター代の公費請求会社は All Home Page（株）となっているが収支報告書に添付されている差額分の領収書の印刷会社名はワズジェネレーションとなっており， 契約と異なっていることから， 不正な請求であり公費として認めることはできない。

②29 浜田春夫候補， 34 古川隆史候補， 42 山下洋輔候補については， 収支報告書に印刷費としてハガキ代が計上されていないことから， 公選ハガキの作成および発送はしていないものと思われる。

公選ハガキは 2,000 枚まで公費により無料で発送できることから， もし発送しているとしたら実体のないものとなる。

自作することも可能であるが， 印刷会社が無料でハガキを作成している可能性がある。

③12 後藤浩一郎候補は， 2 日にわたり燃料費の上限を超えた請求をしており， これが公費で支払われている。また， 燃料費の上限を

超えた分については実費となるはずだが，収支報告書に領収書が添付されていない。

40 山内弘一候補についても，燃料費の上限を超えた分について，収支報告書に領収書が添付されていない。また，公費請求に必要な燃料確認書に記載された金額より実際に支払われた金額が上回っている。

42 山下洋輔候補についても，燃料費の上限を超えた分について，収支報告書に領収書が添付されていない。また，8月3日には合計69.3リッターを給油しているが，1日で一車両に給油できる量とは考えられない。

④その他，表2に記載した通り，収支報告書に領収書が添付されていないものが多数あるが，公費で負担した分を認めるべきではない。

請求書の不在，領収書の有無などの書類の不備と収支報告書及び公費負担書類の記載において齟齬するものについて，選挙管理委員会の確認が行われていないことが多数確認できることから，このような状況では収支報告書の基本的なチェックがされず不正がまかり通る恐れがあることを示すものである。

(4) 公職選挙法第65条では開票日について「すべての投票箱が送致された日か翌日」としている。

投票率が30パーセント前後である柏市にとって，即日開票とするのは，市民の要望があるからや，市民サービスであるとの見解は考えられない。候補者や関係者が早く結果を知りたいという理由しか存在しない。

選挙にかかる時間外勤務手当は，消防では47,173円，市職員では16,452,411円，合計16,499,584円の費用がかけられている。選挙経費は，人件費の削減が最も効果的であるが，東京都では統一選において，江東区，大田区，中野区，杉並区，荒川区，江戸川区の六区議会議員選挙，および大田区，江東区，江戸川区の3区長選は翌日開票としており，大田区の選挙管理委員会では「(深夜の即日開票に比べ)人件費や帰宅交通費など600万円以上を節約できる。眠い目でやるより能率が上がり，正確になる」と言う。

選挙管理委員会の資料によれば、課題及び取り組みとして、選挙総支出額の10%削減の中に選挙従事者で200万円が掲げられている。しかし、第2区分や計算で時間とコストに変化は見られず、むしろ開票の計数では人員が増加しており、打開策が見いだせない状況である。

翌日開票制度を取り入れることで、無駄な出費である職員へ対する時間外勤務手当等の人件費は大きく削減できると考えられる。

即日開票でなければならない根拠が何であるのか、重大なメリットが存在するならば、その説明を求める。

以上を監査委員は柏市議会議長及び柏市長に対し、選挙公営制度は市民の血税から賄われていることと選挙公営制度の趣旨に鑑み、翌日開票とすることによる人件費削減の推進を求め、ポスター作成業者・候補者の一部の者には、不正請求の金員（適正額を超える金額）不明確な支出につき、平成27年8月9日柏市議会議員一般選挙の公費負担に関し、公金支出の実態調査と不当利得返還請求権および不法行為に基づく損害賠償請求権を行使するよう勧告することを求める。

2 請求者 (略)

上記地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成28年2月17日

柏市監査委員 様

事実証明として、

1. 別表 4枚
2. 印刷費見積り 3枚
3. 新聞記事 3枚

(別紙「事実証明書」略)

(4) 監査対象部局

選挙管理委員会事務局

なお、本件請求は「柏市議会議長，柏市長」を指定した措置請求であるが，柏市議会議長は請求の対象となった財務会計上の行為者ではないことから，請求の対象外とする。

(5) 関係職員の調査

平成28年3月4日から3月14日までの間，本件選挙運動用ポスター作成及び選挙運動用自動車使用に係る公費負担の関係書類の調査を行い，選挙管理委員会事務局職員に対し聞き取り調査を実施した。

(6) 関係職員の陳述

平成28年3月16日，請求人の立会いのもと，関係職員による陳述を聴取した。

(7) 関係人調査

本件請求の対象となった候補者47名及びポスター作成事業者26者に対し，自治法第199条第8項に基づく書面による調査を行った。

4 監査の結果

(1) 請求に係る事実の確認

ア 公費負担制度の概要

公職選挙法（以下「公選法」という。）では，金のかからない選挙を実現するとともに，候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営制度の一つとして，国又は地方公共団体がその費用を負担する公費負担制度を採用している。

柏市においても，公選法第141条第8項，第142条第11項及び第143条第15項の規定により，「柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例」（以下「条例」という。）が平成5年10月19日から施行されている。

イ 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担について

条例第6条に，「候補者は，第8条に定める金額の範囲内で，選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。」

と規定されている。

条例第8条には、次のように定められている。

(ア) 作成単価の限度額

$$\frac{557,115 \text{ 円} + 26 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500)}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

(1円未満の端数は1円とする。)

(イ) 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数

(ウ) 公費負担の限度額

作成単価 × ポスター掲示場の数 = 公費負担の限度額

本件選挙の掲示場数は540箇所であり、これにより作成単価の限度額は1,034円で作成枚数の限度が540枚となり、公費負担の限度額は558,360円となっている。

ウ 選挙運動用自動車使用に係る公費負担について

条例第4条には次のように定められ、公費負担の対象となるのは1台の選挙運動用自動車に限られている。

(ア) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合
(ハイヤー・タクシー方式)

選挙運動用自動車として使用される各日においてその使用に対して支払うべき金額は日額64,500円を上限とする。

(イ) 上記(ア)以外の契約である場合 (レンタル方式)

選挙運動用自動車の借入れ契約である場合、選挙運動用自動車として使用される各日においてその使用に対して支払うべき金額は、日額15,300円を上限とする。

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、供給を受けた燃料の代金は、7,350円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額で、かつ選挙管理委員会が当該候補者からの申請に基づき確認した金額を上限とする。

運転手の雇用に関する契約である場合、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払うべき報酬は、日額12,500円を上限とする。

エ 選挙運動用ポスターの公費負担の請求支出手続

(ア) 契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成事業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

(イ) 確認申請と確認書の交付

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成事業者に提出する。

(ウ) 作成証明書の提出

契約の届出をした候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成事業者に提出する。

(エ) 請求書の提出

ポスター作成事業者は、請求をしようとする場合には、請求書に請求内訳書、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて、選挙管理委員会に提出する。

(オ) 支払

市は、ポスター作成事業者からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成事業者にその支払うべき金額を支払う。

オ 選挙運動用自動車使用の公費負担の請求支出手続

(ア) 契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車使用に関して事業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えて自動車使用契約届出書を提出する。

(イ) 確認申請と確認書の交付

自動車の燃料代に関する契約の届出をした候補者は、燃

料代について、自動車燃料代確認申請書を選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付された自動車燃料代確認書を燃料供給事業者に提出する。

(ウ) 使用証明書の提出

契約の届出をした候補者は、自動車使用証明書（自動車、燃料または運転手）を各事業者に提出する。

(エ) 請求書の提出

事業者は、請求をしようとする場合には、請求書に請求内訳書、自動車使用証明書、また燃料代については自動車燃料代確認書を添えて、選挙管理委員会に提出する。

(オ) 支払

市は、事業者からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が公費負担の範囲内であるかなどを確認して、事業者にその支払うべき金額を支払う。

(2) 監査対象部局の説明

選挙管理委員会事務局職員による陳述及び聴取した説明等の要旨は下記のとおりである。

ア 選挙運動用ポスターの公費負担について

条例において、候補者は所定の限度額の範囲内で、無料でポスターを作成できる旨を定めており、作成業者からの請求があった場合に、単価の相当性に関して、実質的な調査がなされるべきことについては規定されていない。

市は、候補者から提出された書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、その真偽や相当性について調査することなく、限度額内でポスター代金を支払う責務を負っている。

イ 選挙運動用自動車の公費負担について

条例は、候補者が所定の限度額の範囲内で、無料で自動車を使用できる旨を定め、その限度額は公選法施行令第109条の4第2項に準じて定められている。

公費負担限度額は、法令に準拠したものであることから、「ハイヤー・タクシー方式を契約した9名の候補者の請求額の一部は市の損害となる」という主張は認められない。

ウ 収支報告書の記載等について

選挙管理委員会が収支報告書を受け付ける場合、形式的な審査を行い、多少不備な点があったとしても受理を拒否することなく、受理後に審査をして追完を求めることが適当とされている。

公費負担の請求者名と収支報告書に記載された印刷会社名が異なる1名の候補者について、記載誤りであったため訂正された。

ポスター作成費用の公費負担超過分の記載がない6名の候補者について、2名は一括で記載しているものである。また3名は記載漏れであったため、追記により訂正され、1名は相違ないことを確認している。

ポスター作成費用の公費負担超過分を「公費負担」と記載した1名の候補者について、記載誤りであったため抹消された。

ポスター作成費用の公費負担超過分の領収書を添付していない12名の候補者について、収支報告書の提出期限までに領収書の徴取が間に合わず、その後提出を失念していたもので、選挙管理委員会からの指導により全ての候補者が提出した。

はがき印刷代については、自作も可能であることから、特段の疑う事情がない限り、収支報告書を受理せざるを得ない。なお1名の候補者は、記載漏れであったため、追記により訂正された。

請求内訳書（ポスター）の作成枚数と契約書に記載された作成枚数が相違している1人の候補者について、ともに540枚であることを確認した。

車上用看板代についても、自動車にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類のいずれを取り付けるかは自由であり、

必ずしも看板を取り付けるとは限らないと認識している。

1日の燃料費が7,350円を超えて支出している2名の候補者について、条例に日額制限はないことから公費負担の対象となる。また公選法第197条の規定により、燃料代を含め自動車に関する支出は、収支報告書への記載及び領収書添付の必要はない。

燃料確認書の金額を超えて公費負担している1人の候補者について、過払いであったことが判明したため、燃料供給業者から払戻しを受けた。

「請求内訳書がない」、「運転手請求書がない」とされた各1名の候補者について、公費負担に係る全ての書類を調査したところ不足はなかった。

エ 開票事務の執行について

開票事務を即日又は翌日に行うかの決定は、公選法第6条第2項の規定に基づき、選挙管理委員会に与えられている裁量権に関わる事項である。

執行に当たっては、予算を通じて議会の承認を得ていること、有権者が結果を早く知りたいと願うことはごく自然であることから、請求人の主張は一方的かつ有権者の希望に反するものであり、受け入れられない。

(3) 関係人調査の結果

本件請求で請求人の主張する事実を確認するため、選挙運動用ポスター作成費用について、候補者47名及びポスター作成事業者26者に対し、任意の協力の下に自治法第199条第8項に基づく書面による調査を行い、平成28年4月4日までに70件（候補者46名・事業者24者）の回答を得た。

調査では、請求人が適正価格と主張する金額への意見、ポスター作成費用の内訳、及び公費負担分に葉書、名刺などの公費負担対象外の作成費用が含まれていないかについて確認した。

回答書から、ポスター作成費用の内訳はデザイン料、企画費、印刷費、撮影料などとなっており、個々の契約に応じて費用の

内訳は一律ではなく，さまざまであることが確認された。

請求人が適正価格と主張する金額については，ポスター完成に至るまで企画・検討・校正等に多くの時間と労力がかかることから，適正価格と主張する18万円では到底作成することができないとする意見が大多数を占めていた。

また，回答のあった全ての候補者及び事業者から，ポスター作成費用として契約したものに公費負担対象外の作成費用は含まれていないとする回答を得ており，請求人が主張する水増し請求といった事実は確認できなかった。

(4) 判断

ア 選挙運動用ポスターの公費負担について

請求人は，選挙運動用ポスターの作成費用について，デザイン料5万円，企画費5万円，印刷費6～8万円の総額18万円が妥当で適正価格であるとし，候補者及びポスター作成事業者の水増し請求により生じた公費負担限度額と適正価格の差額が，公費対象外の印刷物の作成，ポスター作成事業者の不当な利益及び候補者へのキックバックをすることも可能であると主張している。

公費負担関係書類の調査及び関係人調査を実施した結果，ポスター作成に係る公費負担の支出手続きは法令の定めに従い適正に執行されており，不正な請求に基づき違法または不当な公金の支出を行ったという事実は確認できなかった。

また，請求人がポスター作成費用の適正価格が18万円と主張する証拠として提出した業者のポスター価格表や見積書には，デザイン料，企画費，印刷費が明記されていない。さらに，金額が72,310円とする事実証明書には，印刷費の他すべての費用が含まれているとの陳述があったが，請求人が適正価格とする18万円とは開きがあり，このことについては多めに見積ったものとするのみで明確な根拠は示されず，18万円が適正価格とする請求人の主張はその根拠がなく，認められない。

判例にもあるように「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられる。」（名古屋高等裁判所平成14年1月23日判決）とされている。

請求人は、候補者とポスター作成事業者との契約書や公費の請求内訳書等においてデザイン料等の費用内訳の記載がないことから、選挙管理委員会が十分なチェックを怠っていると主張しているが、公選法や条例等は候補者が作成するポスター作成費用自体に何らの制限を設けていないとともに、市は公費負担請求があった場合は条例に定める上限の範囲内であるか否かを確認のうえ支払うこととされている。

市は「実勢価格を把握し、これを前提に請求額の審査をしなければならぬものとはされていない」（福岡地方裁判所平成26年3月18日判決）ことから、ポスター作成に係る公費負担の支出が違法・不当なものとするのはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

イ 選挙運動用自動車の公費負担について

請求人は、選挙運動用自動車使用に係る公費負担について、「レンタル方式の金額が公費負担の適正額であり、ハイヤー・タクシー方式との差額205,450円は公費負担すべき根拠がない」と主張するが、条例第4条に規定したハイヤー・タクシー方式及びレンタル方式は公選法第141条第8項に準じており、当該限度額は公選法施行令第109条の4第2項に準じて規定されたものであることから、公費負担の違法性は認められない。

また、請求人の「差額が運送事業者の不当な利益に他なら

ない」との主張は根拠がなく，認められない。

ウ 収支報告書の記載等について

収支報告書は，公選法第189条により，選挙運動費用の収支を常に明確ならしめ，これを公開することにより選挙の公正を確保することを目的とするものである。また，公選法第197条により，選挙運動に関する支出でないものとみなされるものについては記載の必要もなく，報告の必要もないものであり，例え記載漏れ等があったとしても，市に財産上の損害が生じるものでなく，市の財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とは認められない。

以下，請求人の主張する事実のうち，財務会計上の行為に該当すると判断したもの限定して，その調査結果を示すこととする。

(ア) 請求人は，山内弘一候補の選挙運動用ポスターの公費負担について，公費負担請求事業者と収支報告書に記載された事業者が相違していると指摘しているが，これは出納責任者による収支報告書への記載誤りであることが判明した。正しくは公費負担請求事業者であるとして，収支報告書が訂正されたことを確認した。

また，ポスター費用の自己負担分の領収書を発行した事業者と公費負担請求事業者とが異なると指摘しているが，当該領収書はポスター費用に対するものではなく，公費負担請求事業者により発行された自己負担分の領収書は別に提出されていることを確認した。

(イ) 請求人は，山下洋輔候補のポスター費用の請求内訳書に記載された作成枚数が，当該契約のポスター作成証明書の作成枚数と相違していると指摘しているが，ポスター作成証明書の作成枚数の記載誤りであったことが判明し，同証明書が訂正されたことを確認した。

(ウ) 請求人は，鬼沢宏孝候補の請求内訳書，永野正敏候補の運転手請求書，及び日暮栄治候補の燃料確認書がないと指摘しているが，いずれも公費負担支出の際に添付する書類

であり、選挙管理委員会保管の公費負担関係書類の調査において当該書類の写しが保管されていることを確認した。

(エ) 請求人は、後藤浩一郎候補が燃料費上限単価を超えた請求をし、公費負担されていると指摘しているが、燃料費の公費負担額については、条例第4条第1項第2号(イ)により「候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数に7,350円を乗じて得た金額を上限とする」と規定され、日額上限を7,350円と定めているわけではない。したがって、一日7,350円を超えても公費負担の対象となるものであり、適正である。

(オ) 請求人は、山内弘一候補の燃料費の公費負担について、公費請求に必要な燃料確認書に記載された金額を超過して負担していると指摘している。この指摘に対し、選挙管理委員会が調査を行ったところ、選挙管理委員会で確認した燃料確認額を超えて支出していたことが認められたため、当該燃料事業者から3月3日に超過分12,994円の返還を受けていることを確認した。

(カ) 請求人は、山下洋輔候補が8月3日に合計69.3リットルの給油を行ったことに対し、一日に一車両に給油できる量とは考えられず、公費負担分を認めるべきでないとして指摘している。

この指摘に対し、選挙管理委員会が候補者に確認したところ、8月3日の給油前に燃料タンクがほぼ空の状態となっており、まず1回目の給油で23リットルの給油をし、運行した後、2回目の給油で46.3リットルの給油をしたとの説明を聴取している。

燃料費の公費負担額については、前述の(エ)と同様に、日額上限を定めているわけではないため、一日の給油量が69.3リットルとなっても選挙管理委員会で確認した燃料確認額の範囲内であれば公費負担の対象となることから、適正である。

なお、山下洋輔候補の燃料費については、候補者側が日

額制限があると誤認し、一日 7,350 円を超過した分を公費請求していなかったことが選挙管理委員会の調査で判明したため、3月18日に当該給油業者に対し 2,559 円の公費負担を追加支出したことを確認した。

エ 開票事務の執行について

請求人は、「翌日開票制度を取り入れることで、無駄な出費である職員へ対する時間外勤務手当等の人件費は大きく削減できる」と主張している。公選法第65条の「開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う」との規定に基づき、開票日をいつとするかは選挙管理委員会の裁量に委ねられた事項である。当日開票に係る人件費が違法又は不当な支出と思料するには至らないため、監査請求の対象とは認められない。

以上のことから、本件住民監査請求には理由がないので、これを棄却する。

5 意見

本監査を実施する中で問題点が見られたので、以下に意見を述べる。

今回の選挙運動用ポスター作成及び自動車使用に係る公費負担について、違法性・不当性は認められなかったものの、選挙管理委員会による事務処理上の不備が多数見受けられた。

選挙管理委員会が収支報告書を受け付ける場合、多少不備な点があった場合は受理後に追完を求めることが適当とされている。しかし、選挙管理委員会は本件監査請求後に追完を求めており、収支報告書受領後、遅滞なく確認し追完させることが必要であった。

今後、選挙管理委員会においては、適正な事務の執行に努めるとともに、候補者及び契約事業者への公費負担制度の周知徹底をより一層図られたい。